

病院実習に関する注意事項

公立豊岡病院病院長

病院実習にあたっては、下記の新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底をお願いします。

実習前

1. 健康状態の確認

実習生は実習開始の14日前から所定の「健康観察票」に記録を行い、実習開始日に下記の豊岡病院実習担当者へ提出すること

ただし、実習を依頼した教育機関が実習直前の実習生に対して新型コロナウイルス感染症のPCR検査を実施して陰性を証明できる場合には、「健康観察票」を提出する必要はありません

2. 感染拡大リスクの回避

実習開始の14日前から実習期間中は以下の事項に該当しないこと

ア：海外渡航

イ：クラスター発生施設（接待を伴う飲食店・バー・パブ、ライブハウス、カラオケボックス、スポーツジム、ダンスホール、性風俗店等）への出入り

ウ：不要不急の移動（原則として自粛する）

エ：家族以外との会食（自粛する）

オ：アルバイトの従事（全ての業態を含む）

カ：新型コロナウイルス感染者との接触

キ：感冒様症状（咳嗽、鼻汁・鼻閉、嘔気・嘔吐、嗅覚・味覚障害等）

ク：発熱

実習期間中

1. 健康状態の確認

実習生は健康状態を豊岡病院の実習担当者に毎日報告すること

2. 実習制限

①体調不良者（ア：発熱（37.5度を超える熱）がある場合、イ：感冒症状等の異常がある場合）は豊岡病院の実習担当者及び実習生が在籍している教育機関の担当者に報告し、来院を控えること

②発熱時の初期対応は所在地を管轄する保健所の指示に従うこと

3. 感染拡大リスクの回避

①マスクを常時着用すること（患者および患者家族と対応する場合は一定の距離を空けて対応すること）

②感染拡大のリスクを高める環境（ア：換気の悪い密閉空間、イ：人が密集している、ウ：近距離での会話や発語が行われる）は極力避けること

実習終了後

1. コロナ感染時の連絡

実習終了後14日以内に実習生が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、直ちに豊岡病院の実習担当者に連絡してください。

実習担当者：教育研修課 小林

電話：0796-22-6111（内線：2217）

メール：kenkyuu.toyooka@toyookahp-kumiai.or.jp